建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目	的とする。
(1) 堺市発注にかかる 石津出島流送線下水管布設工事 (7-	- 1) (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下、単に「建設工事」という。)の請負	
(2) 前号に関連する事業	
(名称)	
第2条 当共同企業体は、・・・・	建設工事共同企業体(以下「企業体」とい
う。) と称する。	
(事務所の所在地)	
第3条 当企業体は、事務所を	に置く
(成立の時期及び解散の時期)	(CE. \0
第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の) 詩角却約の履行後3か月以内を怒遇するまで
の間は、解散することができない。	7明只大小10万億日後5万万万円と10世紀555より
2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、	並真の担実に関わるボーツ 数独乳工事に接て
	、則項の規定に関わりり、目該建設工事に係る
請負契約が締結された日に解散するものとする。	
(構成員の所在地及び名称)	
第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。	
所 在 地	
商号又は名称	
所 在 地	
商号又は名称	
所 在 地	
商号又は名称	
所 在 地	
商号又は名称	
(代表者の名称)	
第6条 当企業体は、	を代表者とする。
(代表者の権限)	
第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体	を代表してその権限を行うことを名義上明らか
にした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負	代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、
受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものと	する。
(構成員の出資の割合)	
第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、	当該建設工事について発注者と契約内容の変更
増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする	0
商号又は名称	出資割合%
商号又は名称	出資割合 %
商号又は名称	出資割合 %
商号又は名称	出資割合 %
2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構	
(運営委員会)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組	織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事
項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に	
決定し、建設工事の完成に当たるものとする。	
(構成員の責任)	
第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約・	その他の建設工事の実施に伴い当企業休が負担
する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。	了。 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
(取引金融機関)	
第11条 当企業体の取引金融機関は、	レ
	とし、共同正素件の右柄を心した代表
者名義の別口預金口座によって取引するものとする。 (独質)	
(決算) 第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算す	スナのトナス
第12条 自企業体は、工事竣工の郁度自該工事について伏鼻り (利益金の配当の割合)	<i>るもいこりる。</i>
第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する	出答の割合により構成昌に利光会を配当する*
初10木 仏界ツ州木門盆で土した笏百には、界0米に尻赴りる	山貝ツ討口により冊以貝に門盆並と肛ヨリるも

のとする。 (欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担する

ものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。
 - (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退す ることができない。
- 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯 して建設工事を完成する。
- 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退 前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規 定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、 脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものと
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得 る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することが できるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。 (工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)
- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第 5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合にお いては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表 者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき目的物が種類又は品質に関して契約の内容に 適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

	外	社は、上記のとおり_	•		建設工
事共同企業体協定を持するものとする。	と締結したので、そ	の証拠としてこの協定i			
年 月	日				
代表構成員	所 在 地			<u> </u>	
	商号又は名称			<u> </u>	
	代表者氏名			<u> </u>	
他の構成員	所 在 地				
	商号又は名称				
	代表者氏名				
他の構成員	所 在 地			<u></u>	
	商号又は名称			<u></u>	
	代表者氏名			<u></u>	
他の構成員	所 在 地				
	商号又は名称				

代表者氏名